



2024年6月12日

各 位

会 社 名 株式会社サンテック  
代表者名 代表取締役社長 八幡 信孝  
(コード番号 1960 スタンダード市場)  
問合せ先 執行役員管理部長 船戸 文英  
(TEL. 03 - 3265 - 6181 )

### 当社第77回定時株主総会開催に関する監査法人の監査意見不表明についての事情ご説明

当社は、2024年5月27日付「2024年3月期計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類に対する監査意見不表明に関するお知らせ」ならびに「2024年3月期四半期報告書に係る四半期レビュー報告書の結論の不表明に関するお知らせ」において、監査法人監査意見が「意見不表明」との結果になった旨のご報告を致しました。この意見不表明の事情及び本年6月25日に開催される第77回定時株主総会について、以下ご説明申し上げます。

当社は3年前の当社決算期である2022年3月期(第75期)に北陸のトンネル照明設備更新工事(以下、「当該工事」といいます。)を請負いましたが、2024年3月期(第77期)決算において工事原価総額見込みを見直したところ、受注当時の見積もり漏れ、その後の工事原価増額などにより損失が発生することが本年4月3日開催の経営会議において認められ、2024年3月期(第77期)第4四半期において損失処理を行いました。

しかしながら、本年4月3日開催の経営会議資料を閲覧した監査法人から、本来、工事原価総額が工事収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には工事損失引当金を計上する必要があると、当該工事に係る損失は、当該工事を受注した2022年3月期第2四半期から2024年3月期末までの決算期間にかけて計上する必要がある可能性について指摘を受けました。

その指導に基づき合理的な費用配分をすべく、その裏付けとなる資料を提示しながら、当社は監査法人から指摘を受けた事項に対して本年4月から対応してまいりましたが、当該工事現場の当時の工事管理者は既に退職しており、加えて管理する当時の事業所長も交代した事情もあり、監査法人が求める資料提出には時間を要し、株主総会開催を決定する取締役会開催時期である5月中旬においてもなお、監査法人において十分な監査証拠を得られないと指摘を受けました。

また、監査報告書に記載の通り、当該工事に類似する案件の網羅性や類似する案件の見積り工事原価総額に誤謬が発生していないかに関する調査が、海外現地法人の工事に及ぶため十分かつ適切な監査証拠を監査期間中に完全に提供することができませんでした。その結果、監査証拠資料が十分でないとして認定され「意見不表明」となりました。

当社取締役会及び監査役会は、監査法人の「適正意見」がない異常な事態を前提するものではありませんが、慎重に調査・検証した結果、第77期の計算書類に記載されている内容は当社が把握しうる過去の損失を全額計上していることを確認しました。

第77期に関する株主総会開催が迫っている中、いったんは監査法人の監査結果を待って監査結果を示すことなく会社法の許す範囲で予定通り株主総会を開き、その後監査法人の監査結果を受けて、第77期に関する株主総会の「継続会」にて株主の皆様へ審議をいただくことを検討しましたが、海外現地法人案件を含む類似案件の調査に必要な資料を提出するには

なおも時間を要することから、継続会開催の目途が立たず、継続会開催による株主総会対応を断念しました。

年に1回の配当を株主様に通常通りのタイミングで支払うべきだとの考えがある一方で、今回の株主総会においては取締役選任議案があり、取締役の成績書である計算書類を株主様に示すこともなく、取締役の選任をお願いするのは不適切であるとも考え、総会開催方法についてあらゆる可能性を時間的な制約がある中、模索し協議を重ねました。その結果、第77回定時株主総会において、当社は計算書類の承認案件及び配当議案並びに取締役選任及び監査役・補欠監査役の選任を議案とする定時株主総会を開催することとしました。

なお、当社は、監査法人が指摘しています工事損失引当金は第77期に計上し、また、約230億円の利益剰余金をもっていますので、本定時総会で提案しております配当議案の内容には法律上の問題がないことを付言します。

また、2024年3月期決算に係る監査法人による監査において、全社的な共有資産の減損判定のための割引前将来キャッシュ・フローの見積り資料について合理性を持った検証ができていないとの指摘を受けており、当該共有資産について、減損損失を認識するかを判断するための十分な監査証拠を得られなかったと評価されました。

この減損処理については、2025年3月期（第78期）において改めて減損の適用の可否について監査法人と協議し、適切に処理していく所存です。

本来は、計算書類は株主総会において報告案件であるところ、監査法人の「意見不表明」という異常事態の下で承認案件になりましたが、当社取締役会のみならず監査役会は、第77期の決算に必要な計算書類を検証したうえで承認案件として上程するに至っていることを重ねてご説明申し上げます。

なお、第78期以降は、2024年6月10日付「第三者調査委員会のお知らせ」でご報告の通り、第三者調査委員会の発足を踏まえ、工事受注における内部統制上の改善策を含め再発防止策等の策定を第三者委員会の調査報告の結果をもとに具体的に講じてまいります。

本年4月の上記事案発覚から総会開催決定までの短い切迫した時間の中で、3年前にまで遡った調査及び会計処理につき、監査法人には大変なご迷惑をおかけしながら対応していただきました。ひっ迫した期限が迫る中、監査法人においても当社においても最大の努力をした結果、異例な事態で今回の株主総会の開催になりますことのご事情をご説明申し上げます。

株主の皆様には、大変ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

以上